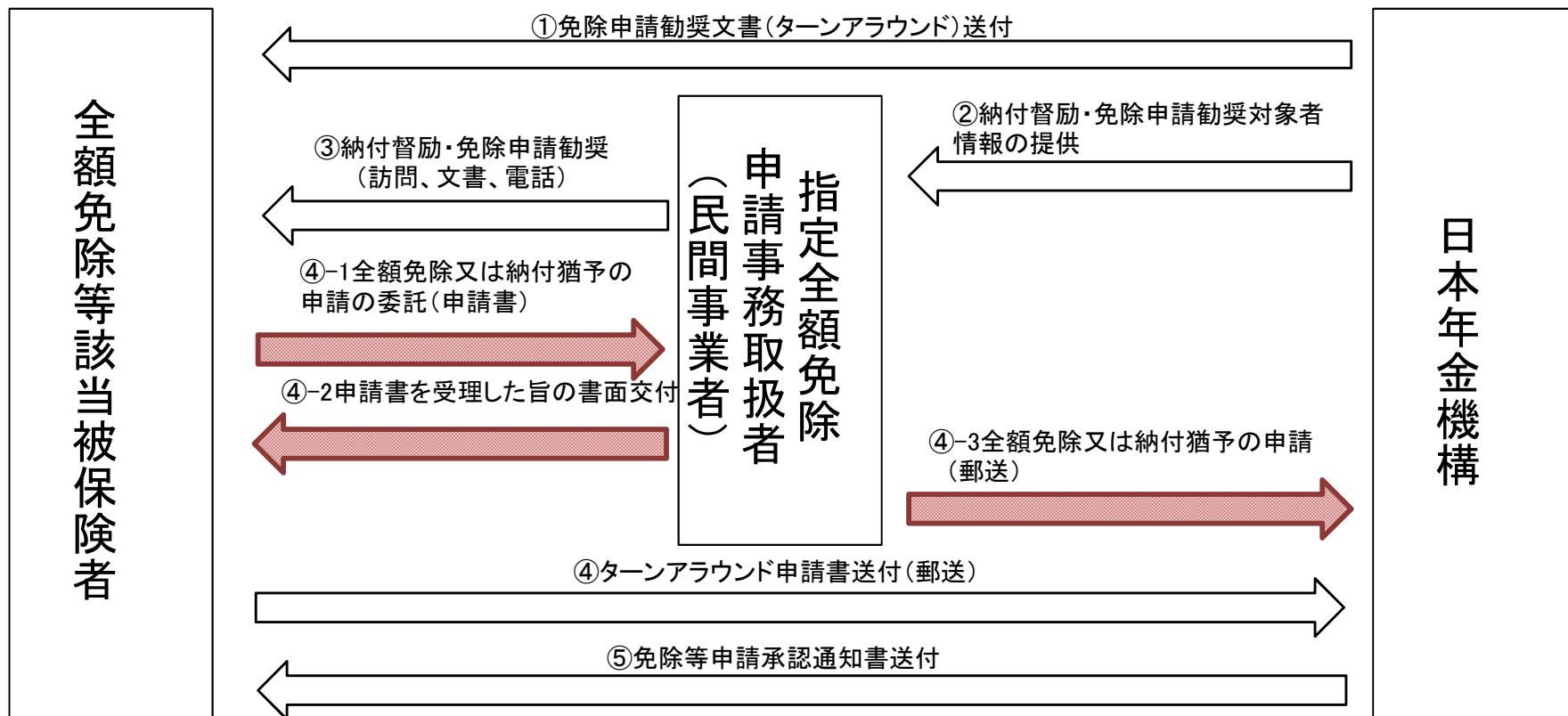


免除委託制度の運用(案)について

- 今回の日本年金機構への不正アクセス事案の発生を踏まえ、全額免除等の要件に該当する被保険者等が指定全額免除申請事務取扱者に電話で免除申請を委託する取扱いは、当分の間、実施を延期することとする。
- 訪問の際、免除申請を委託する取扱いについては、対面で免除制度を丁寧に説明した上で本人の申請意思の確認を確実に行うことが可能であることから、不正アクセス事案の推移等に留意しながら、適切な時期に開始することとする。

《免除委託制度の運用イメージ》



※網掛け部分は、免除委託制度の創設に伴う事務等。

※被保険者が指定全額免除申請事務取扱者に委託した日に、厚生労働大臣に申請があったものとみなす。

免除委託制度の創設について

1. 背景等

- 国民年金においては、所得が低く保険料を納めることが困難な場合のために、所得等に応じて、保険料の全部または一部を免除する免除制度及び保険料の納付を猶予する納付猶予制度(以下「免除等」という。)を設けているところ。
- しかしながら、免除等を受けるためには被保険者が申請書を提出する必要があることから、申請のわずらわしさから手続きを行わず、その結果、未納期間を生じている方が存在しており、年金受給権確保の観点からも課題となっていたところ。
- こうした中、内閣官房「年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム」(座長・加藤内閣官房副長官)及び社会保障審議会年金部会「年金保険料等の徴収体制強化等に関する専門委員会」において免除等の申請主義の見直しに関する議論が行われ、一昨年12月に取りまとめられた専門委員会の「報告書」では「所得情報等から免除基準に該当する可能性が高いと判定できる者に対して、被保険者本人の申請意思を簡便な方法で確認できるような、職権免除と同様のメリットが期待できる仕組みを設けることが考えられる」との提言がなされたところ。(別紙1)
- 報告書の指摘を踏まえ、昨年の通常国会において国民年金法の改正を行い、被保険者の手続上の負担を軽減し、免除等の申請の機会を拡充する観点から、厚生労働大臣が指定する者(指定全額免除申請事務取扱者)が、全額免除又は納付猶予(以下「全額免除等」という。)の要件に該当する被保険者等からの委託を受けて、当該被保険者等に係る全額免除等の申請をすることができる(被保険者が委託をした日に厚生労働大臣に全額免除等の申請があったものとみなす。)という免除委託制度を創設したところ。(別紙2)

2. 免除委託制度の運用案

○ 免除委託制度については、

① 対象となる被保険者等の特性を踏まえ、被保険者等からの委託を待つのではなく、必要な方が確実に制度を利用できるよう、制度の側から寄り添う仕組みとする必要があること

② 本制度の対象となる全額免除等の要件に該当する被保険者等の中には、所得は低いものの資産を有する方など保険料の納付が可能な方も存在しており、そうした方への配慮も必要であること

を踏まえ、納付督励や免除勧奨と一体として運用することとする。(別紙3)

※ 現在、国民年金保険料の納付督励や免除勧奨等については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき、民間事業者が包括的に実施しており、当該事業者が指定全額免除申請事務取扱者の指定を受けることで一体的な運用が可能。

○ 被保険者等の手続きの負担を軽減し、申請意思を簡便に確認できるよう、全額免除等の要件に該当する被保険者等が指定全額免除申請事務取扱者に電話で申請を委託する場合には、申請書の提出を不要とすることとする。(別途、国民年金法施行規則を改正)

○ 不適正な取扱いを防止するため、次のような措置を講じる。

① 指定全額免除申請事務取扱者として適切な者を指定するため、指定要件を定める。

② 指定全額免除申請事務取扱者が戸別訪問時に申請の委託を受けた場合は、書面を交付する。

③ 指定全額免除申請事務取扱者が電話で申請の委託を受ける場合は、本人確認として氏名、生年月日等の他に、日本年金機構から通知する固有の番号を求めること。

④ 指定全額免除申請事務取扱者に電話で申請を委託した被保険者には、日本年金機構から、申請を受理した旨の通知を行うこと。

3. 実施時期

○ 免除委託制度が施行される平成27年7月を目途に実施準備を進める。